

第2章 協働の基本的な考え方

協働とは

「異種・異質の組織」が「共通の目的」を果たすために、「それぞれのリソース（資源や特性）を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して働く」こと

もしかして、協働は皆さんの地域では昔からやっていたことだと思いませんか？

そこで、小城市では「協働」ということを市民みんなが分かりやすく、共に理解できるよう考えます。

お互い様の心で助け合いましょう

もっとたくさんの人で解決しましょう

気づいたことを気づいた人から行動し、創り上げましょう



輪（和）をつくる

そして、それは**1+1 > 2**の力となるものです。

協働を考える前にみんなで理解しておくこと

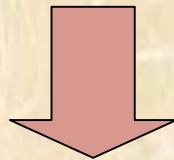
自助・共助・公助の補完性の原則

まず、……

自分で解決できることは、自分（個人之力）で解決するように努めましょう！

自助

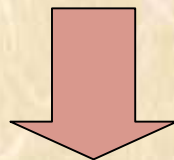
ここで、解決できなかつたら……



個人之力だけでは解決が困難なことは、地域で協力して（それぞれの持つ力を結集する。）取組みましょう！

共助

これでも、解決できなかつたら……



個人や地域之力では解決できないことについては、行政が行う。（それらを補完的に支援する。）

公助

この、「自助・共助・公助」という言葉と、補完していく順序を覚えておきましょう。

協働のために大切なこと

協働するお互いの立場が対等であること。

ここに力や上下の関係は、ありません。

お互いに責任ある当事者です。

そのためには、お互いの自立(心)が必要です。

協働のための基本原則として……

1. 対等な関係

2. 相互理解

3. 目的の共有と明確化

4. 情報公開と共有

5. 認めあう

6. 楽しさを見だし、共感する。

(楽しさづくり、仲間づくり)

協働は、市と だけでなく

例えば……自治会と市民活動団体

市民活動団体と企業

市民活動団体と 協同組合

などの組み合わせもあります。

協働することで、より大きな効果が得られます。

$1 + 1 > 2$ へ。

誰が担った方が一番いい効果が得られるのか

という純粋な発想と行動が大切です。

どんな協働の形があるのでしょうか？

- 協働型委託**・・・地域の団体等と行政が事業の企画段階から一緒に話し合いながら進めていく形態。
- 共催**・・・事業を行う際、地域の団体等と行政が共に運営主体となって実施する形態。
- 補助**・・・取組む事業について、地域の団体等が行う方が、公益性が高く、よりその事業を充実させることができる場合に行う形態。
- 後援**・・・地域の団体などが実施する事業で信用が高まり、より活動の場が広がることを期待し、市が名義使用を認める形態。
- 事業協力**・・・地域の団体などと行政のいずれかが企画し、それぞれの得意な分野で、決まった期間協力して実施する形態。

協働の領域

市民主体		行政主体		
市民の領域	市民と市が協働する領域			市の領域
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに市の協力によって行う領域	市民と市がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市の主体性のもとに市民の協力や参加を得ながら行う領域	市の責任と主体性によって独自に行う領域
主催事業				主催事業